議案第１８２号

上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例

上越市農村地区多目的集会所条例（平成１６年上越市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

別表第２上限額（１時間につき）の欄を次のように改める。

上限額（１時間につき）
１１０円
１１０円
１１０円
２８０円
１１０円
２３０円
４７０円
４８０円
１１０円
１１０円
１１０円
２２０円
１２０円
５６０円
２４０円
１２０円
１３０円
２００円
２１０円
１４０円
６３０円

１３０円
１１０円
２１０円
４１０円
１８０円
２８０円
１２０円
５５０円
１６０円
１００円
２３０円
１００円

別表第３使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１時間につき）
１１０円
１１０円
１１０円
１８０円
１３０円
１１０円
１１０円
１１０円
１２０円
１３０円
４９０円
４００円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円

１１０円
１２０円
１１０円
３１０円
３３０円
１１０円
１１０円
５１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
１４０円
２６０円
１９０円
４２０円
９０円
１００円
１９０円
１００円
１１０円
１１０円
１１０円
１１０円
４２０円
１４０円
１１０円
２７０円
３１０円

１３０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第２及び別表第３の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。